

山LP協第 97 号
令和5年11月17日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 床西 悟 (印略)

液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を
改正する規程に対する意見募集について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知
がありましたのでお知らせします。

○主な改正点 (案)

- ・ 貯蔵施設の管理に関して、常駐又はさく、へいを設け、施錠等を行うことに
限られていたが、関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置
を講じれば、他の方法でも管理が可能となる。
- ・ 集中監視センターの監視員の常時配置について、業務が円滑に実施できる場
所であれば、集中監視センター以外の場所も認められる。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp

会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程
に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、e-GovのWebサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同Webサイトの意見提出フォームによりご提出（令和5年12月9日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいようお願いいたします。

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123093&Mode=0>



○主な概要

- ・ 貯蔵施設の管理に関して、常駐又はさく、へいを設け施設等を行うことに限られていたが、他の方法でも管理が可能となる。
- ・ 集中監視センターの常時配置について、業務が円滑に実施できる場所であれば常時配置とする。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：森、橋本、國坂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

募集中

[facebook](#)[twitter](#)

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保
案件番号	595123093
定めようとする命令などの題名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程
根拠法令条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第11条、及び第46条第1号
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2023年11月10日
受付開始日時	2023年11月10日13時0分
受付締切日時	2023年12月9日13時0分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領	PDF
命令などの案	新旧対照表	PDF
関連資料、その他		
資料の入手方法	—	
備考		
問合せ先 （所管省庁・部局名等）	経済産業省産業保安グループ	ガス安全室

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）の全部を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見入力へ](#)

[戻る](#)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和5年11月10日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日）を踏まえ、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の一部改正を行い、あわせて、技術的修正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

なお、寄せられた御意見については、整理した上で検討の結果を公表することとしておりますが、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

2. 意見公募の対象

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」（案）新旧対照表

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省産業保安グループガス安全室
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年11月10日（金）～令和5年12月9日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安グループガス安全室
パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-lpgas-publiccomment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「パブリックコメントに対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程（案）」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（20190308保局第5号）新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
<p>別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第 1 1 条（貯蔵施設）関係 1. [略] 2. [略] (1) [略] (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 3 6 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に<u>関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じていること。</u> <u>なお、上記の措置はさく、へいを設け施錠等を行うことなどが考えられるが、これに限らない。</u> (3)～(4) [略] 3. ～7. [略]</p> <p>第 3 0 条（認定の申請）関係 1. ～2. [略] <u>3. 第 2 項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け 2 0 1 3 0 2 0 8 商局第 3 号）を参照されたい。</u></p> <p>別添 運営管理規程（例） （監視する者の業務内容） 第 4 条 規則第 4 6 条第 1 号ハの監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。 （監視員の配置場所及びその体制） 第 5 条 監視員は、第 2 条第 2 項の<u>集中監視センター又は前条の業務が円滑に実施することができる場所に常時配置するものとする。</u></p>	<p>別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第 1 1 条（貯蔵施設）関係 1. [略] 2. [略] (1) [略] (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 3 6 条第 2 項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に<u>さく、へいを設け施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること。</u> (3)～(4) [略] 3. ～7. [略]</p> <p>第 3 0 条（認定の申請）関係 1. ～2. [略] <u>2. 第 2 項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け 2 0 1 3 0 2 0 8 商局第 3 号）を参照されたい。</u></p> <p>別添 運営管理規程（例） （監視する者の業務内容） 第 4 条 規則第 4 6 条第 3 号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。 （監視員の配置場所及びその体制） 第 5 条 監視員は、第 2 条第 2 項の<u>集中監視センター</u>に常時配置するものとする。</p>

2 [略]	2 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	